

日本輸血・細胞治療学会

細井 英司*

日本輸血・細胞治療学会は、昭和 27 年に設立された日本輸血学会を前身として、わが国の輸血医学の発展に貢献している学会です。平成 18 年に現在の有限責任中間法人日本輸血・細胞治療学会と改名されました。全国に 8 支部を持ち、会員総数は 3,980 名 (H 19 年度末) を数え、主として医師、臨床検査技師、薬剤師を中心として構成されており、それぞれの立場で輸血医療に貢献しています。また、本学会は、輸血医療の安全を目的に、輸血学会認定医制度や認定輸血検査技師制度を通して、人材の育成、各輸血医療施設の充実に努めています。さらに近年各医療施設が輸血用血液や分画製剤を適正に使用し安全な輸血を実施することできるように、本学会による Inspection (点検) と Accreditation (認証) のプログラム (I & A) が開始されました。

さて、日本輸血・細胞治療学会は、全国学会として年 2 回 (総会、秋季シンポジウム)、地方学会では年 1 回開催されています。2008 年 4 月 25 日～27 日の 3 日間、福岡市で、第 56 回総会が久留米大学医学部附属病院臨床検査部の佐川公矯総学会長により開催されました。今回のテーマは、「医師、臨床検査技師、看護師、薬剤師の共同作業による輸血医療の発展」で、輸血医療を担っている様々な職種の人づくり体制を充実させることを目的として、特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、一般演題が行われ、多くの会員の参加があり

ました。特に、今回のシンポジウムは、1. 「感染症に対する細胞治療の現状と課題」、2. 「輸血部門の細胞療法への取り組みと課題」、3. 「宗教的輸血拒否に関する対応」、4. 「日本のヘモビザランスの新しい展開」、5. 「(総会長特別シンポジウム) 輸血医療を支える各職種の役割分担と新人教育カリキュラムを再構築する」、6. 「血小板輸血と疾患：適応と禁忌」の 6 テーマで、各テーマについて 4～5 名の演者が輸血医療の現場での問題点、今後の対応などについて発表いたしました。

総会長特別シンポジウムでは、1) 佐川公矯総会長による「輸血医療を支える各職種の役割分担と日本輸血学会が作成した輸血医学教育標準カリキュラム」、2) 日本自己血輸血学会理事長および日本輸血・細胞治療学会理事長による「自己血輸血看護師制度設立に向けて一医師と看護師の協調体制を目指して」、3) 日本看護協会常任理事による「看護職が担う安全効果的な輸血療法」、4) 虎の門病院薬剤部による「血液分画製剤の適正使用と輸血と関連する薬剤業務」、5) 日本臨床衛生検査技師会による「輸血業務一元化に果たす検査技師の役割」という内容で、それぞれの立場からの発表があり、輸血医療の現場での各種職種の連携についての必要性が討議されました。特に、総会長が話された輸血医学教育標準カリキュラムは、大学での輸血医学教育において参考になる内容でありました。また、多くの一般演題においても、輸血検査において現場で遭遇する様々な内容の報告

*徳島大学大学院 ヘルスバイオサイエンス研究部医用検査学講座 細胞・免疫解析学分野
hosoi@medsci.tokushima-u.ac.jp

表1 認定輸血検査技師の受験申請資格

次の各項の全てを満たしていなければならない。

- 1) 臨床検査技師とする。
- 2) 申請時において、原則として現在及び通算して3年以上日本輸血・細胞治療学会または日本臨床衛生検査技師会または日本臨床検査医学会会員であること。ただし、認定時には日本輸血・細胞治療学会会員であることを必要とする。
- 3) 技師免許取得後、輸血検査歴3年、他の検査歴も含めて満5年以上の検査業務経験を必要とする。学術論文、学会発表等の業績発表や輸血に関連した各種学会、講演会及び研修会での活動により、認定輸血検査技師申請の資格審査基準に達していること。
- 4) 受験申請について、日本輸血・細胞治療学会認定医、または認定輸血検査技師による推薦書の添付を必要とする。尚、推薦に際しての明確な基準は設けていないが、受験に必要な知識と技術の習得を条件とする。
- 5) 受験申請にあたって、輸血検査業務従事への理解と職歴記載確認の意味を含めて、所属長の了解を必要とする。

なお、研修・認定試験(筆記・実技)等についての詳細は、日本輸血・細胞治療学会ホームページ(<http://www.yuketsu.gr.jp>)を参照。(2009年度認定輸血検査技師受験申請の手引きより引用)

があり、輸血医療の現場を理解する上で貴重な機会を得ました。なお、以下に認定輸血検査技師制度とI&Aについての詳細を追記いたします。

I. 認定輸血検査技師制度について

認定輸血検査技師制度は、輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる技師の育成を目的として導入された制度であり、平成7年から日本輸血・細胞治療学会(旧日本輸血学会)、日本臨床検査医学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査同学院の4団体が共同で輸血検査技師制度協議会を作り、そこで発足した初の認定制度です。現在、認定輸血検査技師制度で認定された方は1,351名(H20.11現在)に達しています。第56回総会における評議員会での報告では、平成19年8月の認定試験受験者数は314名で合格率は27.1%にとどまり、かなりハードルの高い試験となっています。しかし、多くの輸血分野を担当している臨床検査技師が日々努力し、目指している認定資格であります。表1に、認定輸血検査技師

師の受験申請資格をまとめました。

II. I&Aについて

I&Aとは、各医療機関において、予め定められた「客観的かつ科学的な基準」に準拠した輸血管理と適正な輸血療法が行われているか否かについて、外部の第三者によるInspection(点検・視察)を実施した後に、Accreditation(状況を検証して、問題点を指摘するとともに改善指導を行い、その結果、基準を満たしていることを認証)するためのシステムです。その目的は、病院内の輸血部門と輸血療法委員会が、日々の輸血医療の進歩変遷を的確に捉えて適正に輸血療法が行われるように管理運営されているかを中心に、検査方法、輸血用血液の保管管理および使用法の問題点を明らかにするとともに改善すべき事項および改善方法を提示し、すべての患者が、等しく安全で適正な輸血療法を受けることができるように、輸血管理体制を整備することにあります。(日本輸血・細胞治療学会ホームページより一部引用)